



# 「産廃セミナー」のご案内

## (市外搬入届出に関する説明会)

豊田市では、産業廃棄物の適正処理を促進するため、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」を制定しています。このたび、この条例を改正し、県内市外の産業廃棄物を市内で処分（中間処分又は最終処分）する際に、事前に届出書の提出が必要となりました。つきましては下記のとおり条例改正の説明会を開催します。

また、この説明会に併せて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく排出事業者の責務について、セミナーを企画しましたので、排出事業者の皆さんの積極的な参加をお願いします。

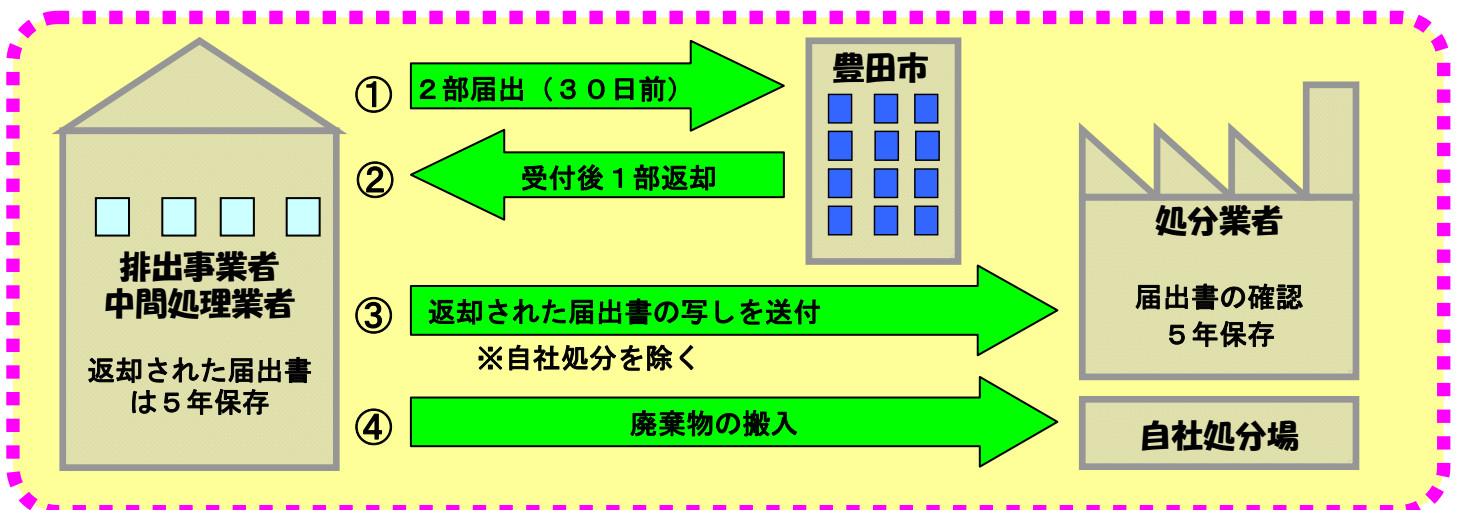
### 開催概要

- 【日時】 平成25年8月30日（金） 13:45～16:30（開場13:30）
- 【会場】 豊田市民文化会館 小ホール
- 【定員】 400人（先着順）
- 【プログラム】 （※プログラムは変更することがあります。）
  - 第1部 13:45～15:00 セミナー「排出事業者責任と行政処分・罰則の事例」  
大阪湾広域臨海環境整備センター  
業務課 岩城 吉英 氏
  - 15:00～15:15 休憩
  - 第2部 15:15～16:00 市外搬入届出に関する説明会  
産廃適正処理条例の改正に伴う届出について、  
記入方法や提出方法を説明します。
  - 16:00～16:30 豊田市環境部からのお知らせ
- 【主催】 豊田市廃棄物対策課

お問合せ、参加申込みは裏面をご確認ください。



### ●市外搬入届出の概要



# 申込方法

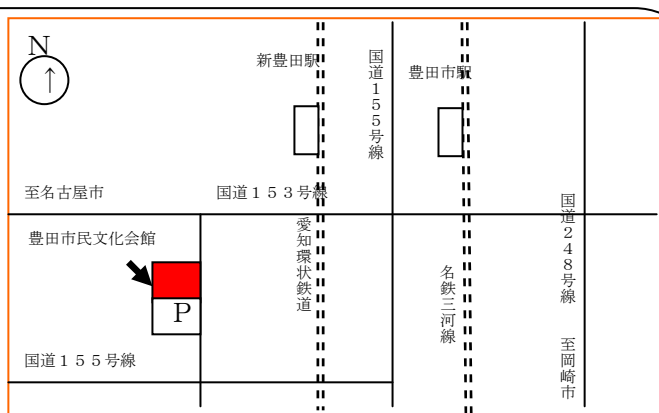
以下の必要事項をご記入の上、平成25年8月26日（月）までにお申込みください。

- 事業所名及び代表者の氏名と参加人数（1申込み3名を上限とします。）
- 所在地又は住所
- 電話番号（ファックス又は電子メールアドレス）

- ・申込みは、はがき、ファックス又は電子メールでお願いします。  
（ファックスの場合は下記の用紙をご利用ください。）
- ・申込みは先着順となります。定員に達した後に申込みがあった場合は、お断りすることがあります。  
（連絡先を忘れずにご記入ください。）
- ・連絡のない方は、そのまま会場にお越しください。

## 【豊田市民文化会館への行き方】

- （交通）名古屋鉄道豊田市駅から徒歩15分  
愛知環状鉄道新豊田駅から徒歩15分  
（住所）豊田市小坂町 12-100  
（電話）0565-33-7111



## <申込用紙>

## 産廃セミナー参加希望

事業所名		人数	(1申込み3名まで)  人
参加代表者名 (御担当者名)			
所在地(住所)			
連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 _____ ( ) _____ <input type="checkbox"/> FAX _____ ( ) _____ <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス: _____		

## <申込み・お問合せ>

豊田市環境部廃棄物対策課

〒471-8501 豊田市西町3-60

電話 0565-34-6710 FAX 0565-34-6976

電子メールアドレス haitai@city.toyota.aichi.jp

FAX送信 0565-34-6976